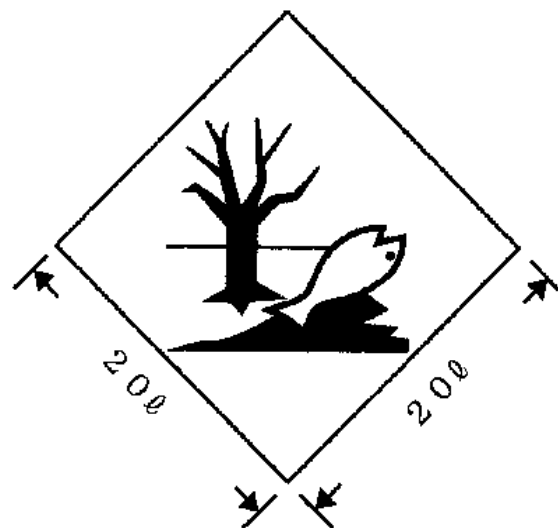


第4号の2様式（第37条の17関係）（平26国交令98・全改、平28国交令89・一部改正）

（注1 ϕ は、0.5センチメートル（コンテナ及びポータブルタンク（内容積が³3000リットル以下のものを除く。）に付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。ただし、この大きさの標札を付することが困難となる場合にあつては、この限りでない。

2 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。）



部	分	色	彩
地		白	
線		黒	
記	号	黒	